福県医発第６２７号（保）
平成１６年　７月　２日

各　医　師　会　長　殿

福　岡　県　医　師　会
会長　竹　嶋　康　弘

「介護保険における福祉用具の選定の判定基準について」
の送付について

介護保険施行後、福祉用具は急速に普及しておりますが、その給付に関しましては、介護保険の理念である「自立支援」の趣旨に沿わない不適切な事例が散見されているため、厚生労働省では、これまでの介護保険サービスの施行状況の実績等を基に、福祉用具の選定に関するガイドラインの作成を行い、都道府県・指定都市宛に通知された旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありました。

なお、今回の判定基準は、介護サービスの給付制限を目的とするのではなく、介護支援専門員が、居宅サービス計画に福祉用具を位置づける際の標準的な方向性を示すガイドラインであります。

つきましては、会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より　　**担当理事　蒲池　壽**

（介 12）
平成 16 年 6 月 21 日

都道府県医師会　介護保険担当理事　　殿

日本医師会　介護保険担当理事
野　中　　博

「介護保険における福祉用具の選定の判断基準について」送付について

拝啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は介護保険制度運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、介護保険制度施行後、福祉用具は急速に普及しておりますが、その給付に関しましては、介護保険法の理念である「自立支援」の趣旨に沿わない不適切な事例が散見されております。
このため、厚生労働省は、これまでの介護保険サービスの施行状況の実績等を基に、福祉用具の選定に関するガイドラインの作成を行い、都道府県・指定都市宛に通知致しましたのでご連絡申し上げます。
なお、この判定基準は、介護保険サービスの給付制限を目的とするものではなく、介護支援専門員が、居宅サービス計画に福祉用具を位置づける際の標準的な方向性を示すガイドラインであります。
つきましては、貴会会員への情報提供の程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

・介護保険における福祉用具の選定の判断基準について
（平成 16 年 6 月 17 日 老振発第 0617001 号 厚生労働省老健局振興課長通知）
・介護保険における福祉用具の選定の判断基準　　１部

老振発第0617001号
平成１６年６月１７日

各都道府県・指定都市
介護保険主管部（局）長　殿

厚生労働省老健局振興課長

介護保険における福祉用具の選定の判断基準について

介護保険における福祉用具は、心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者又は要支援者（以下「要介護者等」という。）の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものです。

福祉用具については、介護保険の施行後、要介護者等の日常生活を支える道具として急速に普及、定着していますが、その一方で、要介護度の軽い者に対する特殊寝台、車いすの貸与など、利用者の状態像からその必要性が想定しにくい福祉用具が給付され、介護保険法の理念である自立支援の趣旨に沿わない事例が見受けられます。

そこで、介護保険における福祉用具が要介護者等に適正に利用されるよう、介護支援専門員が居宅サービス計画に福祉用具を位置付ける場合等における標準的な目安として「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」（以下「判断基準」という。）を別添のとおり作成しましたので、通知します。

本判断基準は、介護支援専門員が居宅サービス計画に福祉用具を位置付ける場合等に活用いただくことを念頭に作成したものでありますが、福祉用具については、その特性と利用者の心身の状況等とが適合した選定が重要であることから、自立支援の観点から適切な利用が進むよう、管下市町村及び介護支援専門員等に広く周知願うとともに、下記の事項に留意の上、介護支援専門員等に対して適切な指導方よろしくお願いします。

また、本判断基準は、介護支援専門員や福祉用具専門相談員等に対する福祉用具に関する専門的な研修等の場においても、積極的に活用いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法第２４５条の４に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1　福祉用具については、その特性と利用者の心身の状況等とが適合した選定が重要であることから、その活用に当たっては、利用者の心身の状況、福祉用具の特性、その者の置かれている環境等に留意して居宅サービス計画を作成すること。

2　介護支援専門員が居宅サービス計画に福祉用具を位置付ける場合は、本判断基準の活用を図るとともに、「使用が想定しにくい状態像」又は「使用が想定しにくい要介護度」に該当している場合、サービス担当者会議その他の機会を通じて、福祉用具に関わる専門職から、専門的な見地からの意見を求め、その妥当性について検討した上で、自立支援に資する居宅サービス計画の作成に努めること。

3　現に福祉用具を使用しており、本判断基準の「使用が想定しにくい状態像」又は「使用が想定しにくい要介護度」に該当している利用者については、サービス担当者会議その他の機会を通じて、速やかにその妥当性について検討し、適宜居宅サービス計画の見直しを行うこと。

4　福祉用具専門相談員をはじめ当該利用者に関わる福祉用具の専門職は、サービス担当者会議その他の機会を通じ、利用者の心身の状況、福祉用具の特性、その者の置かれている環境を十分に踏まえ、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、介護支援専門員に対して専門的知識に基づき助言を行うこと。

　なお、厚生労働省では、福祉用具の特性と利用者の心身状況等とが適合した適正な福祉用具の選定が行われるよう、「介護保険福祉用具等データベースシステム」を開発し、（財）テクノエイド協会のホームページで公開しているところである。福祉用具の選定に当たっては、本判断基準と併せて、同システムも積極的に活用されたい。

別　添

介護保険における福祉用具の選定の判断基準

はしがき

介護保険における福祉用具は、心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者又は要支援者（以下「要介護者等」という。）の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものである。

介護保険の福祉用具の利用状況をみると、要介護者等の日常生活を支える道具として急速に普及、定着しているが、その一方で、要介護度の軽い者に対する特殊寝台、車いすの貸与など、利用者の状態像からその必要性が想定しにくい福祉用具が給付され、介護保険法の理念である自立支援の趣旨に沿わない事例も見受けられる。

そこで、福祉用具が要介護者等に適正に選定されるために、作業療法士・理学療法士等によって作成された福祉用具の事例精査基準（案）を基に、4,500 余りの利用事例によって検証、精査し、使用が想定しにくい福祉用具を示した「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」を作成したところである。

本基準の基本的な構成は、個々の福祉用具毎に福祉用具の特性、利用者の状態から判断して、明らかに「使用が想定しにくい状態像」及び「使用が想定しにくい要介護度」を示したものとなっている。

本基準における状態像は、要介護認定における認定調査項目及び利用者の心身の状況により選択された選択肢別に整理した。

なお、認定調査項目の「問題行動」という記載は、本基準においては「痴呆の周辺症状」とした。

また、本基準で示しているのは、福祉用具の選定を行う場合の標準的な目安（ガイドライン）であって、本基準に示す福祉用具の使用が想定しにくいとされる場合であっても、個別の利用者の生活環境や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

介護支援専門員が居宅サービス計画に福祉用具を位置付ける場合には、本基準を活用していただきたいが、併せて（財）テクノエイド協会のホームページで公開されている介護保険福祉用具等のデータベースシステム（介護保険対象福祉用具等詳細情報）を活用し、福祉用具の利用事例や商品情報および解説を参照するなど、福祉用具の特性と利用者の心身状況とが適合した、適正な福祉用具の選定に役立てていただきたい。

なお、本基準は、福祉用具の事例精査基準（案）作成時に収集された利用事例に含まれる範囲の福祉用具の判断基準にとどまっており、現段階においては、介護保険における福祉用具全般を網羅したものとはなっていない。

したがって、今後、さらに福祉用具の利用事例の収集等を行い、検証することによって、福祉用具給付の判断基準の追加や見直しを適宜行っていくものである。

【本基準の見方】

福祉用具の種目（品目）毎に、「福祉用具の解説」、「使用が想定しにくい状態像」「使用が想定しにくい要介護度」、を示す。一部の福祉用具については「併用して使用することが想定しにくい福祉用具」を記載している。

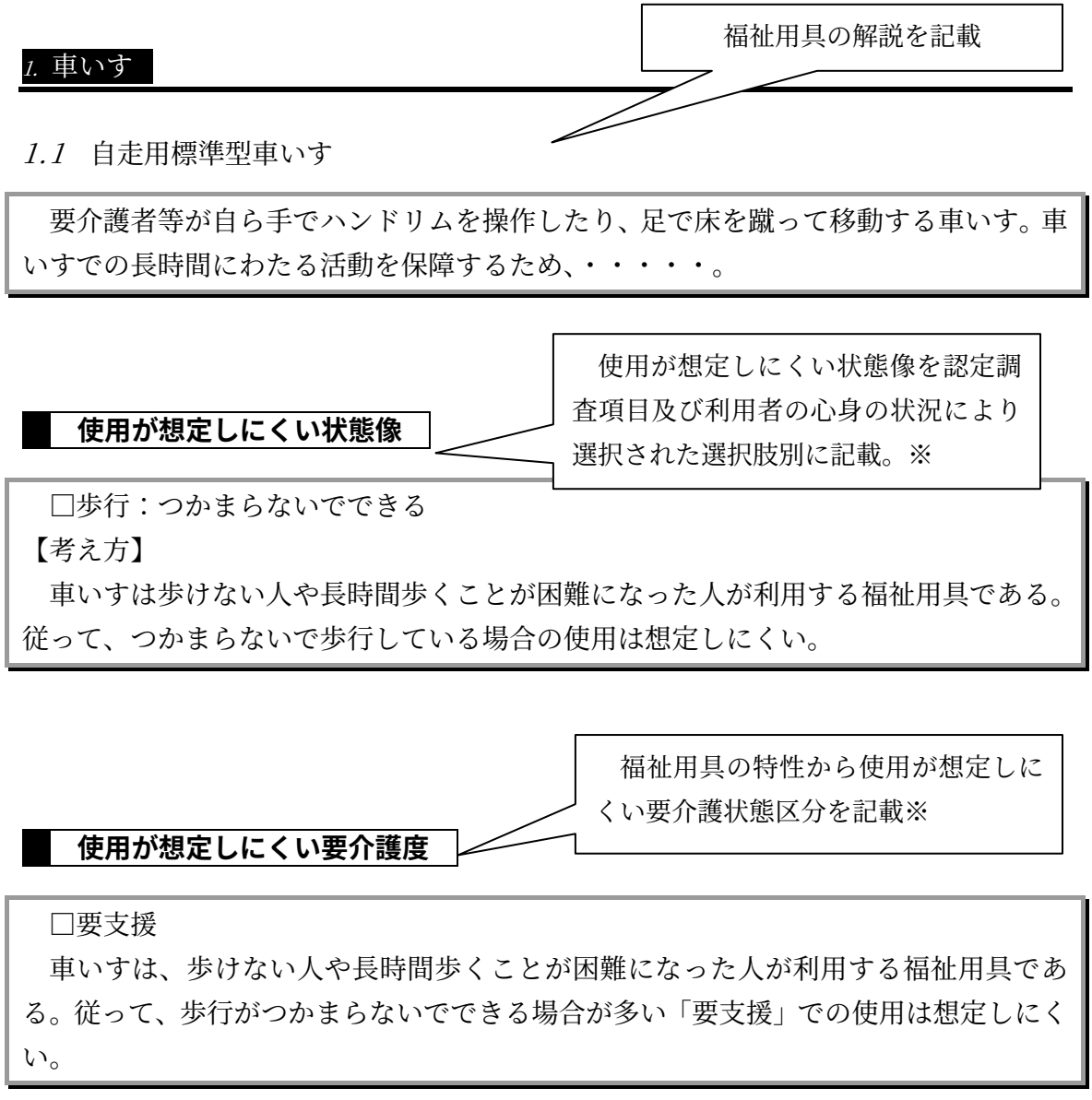

※　個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

1. 車いす

1.1 自走用標準型車いす

自走用標準型車いすは、要介護者等が自ら手でハンドリムを操作したり、足で床を蹴って移動したりする福祉用具である。車いすでの長時間にわたる活動を保障するため、座位の基盤となる座（シート）、背もたれの機能に配慮し、上肢や体幹の運動を制限することなく骨盤を安定して支持できるものを選ぶ必要がある。また、乗り移りや車いすでの作業をしやすくするために、ひじ当てやレッグサポートの形式や形状に注意を払うことも重要である。

なお、手で操作する場合は操作しやすい位置にハンドリムがくるものを、足で床を蹴って移動する場合は蹴りやすいシート高のものを選ぶ必要がある。適正な身体支持が得られる範囲なら、できるだけコンパクトなものの方が狭いところでの移動が行いやすくなる。持ち運びにはできるだけ軽量でコンパクトに収納できるものが便利である。

使用が想定しにくい状態像

□歩行：つかまらないでできる

【考え方】

車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。したがって、つかまらないで歩行している場合の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

□要支援

車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。したがって、歩行がつかまらないでできる場合が多い「要支援」での使用は想定しにくい。

※　個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

1.2 普通型電動車いすの場合

電動車いすは、自走用標準型車いすを操作することが難しい人が、主に屋外を効率的かつ安全に移動するために使用する福祉用具である。電動車いすには標準型とリクライニングや座席昇降などの多機能なものがある。また、車載などに有利な折りたたみや分解ができる軽量型の電動車いすもあるため、用途に合わせた選択が可能である。

使用が想定しにくい状態像

□歩行：つかまらないでできる
□短期記憶：できない
【考え方】
車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。したがって、つかまらないで歩行している場合の使用は想定しにくい。
普通型電動車いすは、主に屋外を効率的かつ安全に移動するために使用する福祉用具である。したがって、重度の痴呆状態のため短期記憶等が著しく障害されている場合は、電動車いすの安全な操作方法を習得することは困難と考えられることから、使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

□要支援　　□要介護５

車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。したがって、歩行がつかまらないでできる場合が多い「要支援」、重度の痴呆状態のため短期記憶等が著しく障害されている場合の多い「要介護５」での使用は想定しにくい。

※　個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

1.3 介助用標準型車いす

介助用標準型車いすは、移動に必要な操作を介助者が行う福祉用具である。通常ハンドリムはなく、全体をコンパクトにするため、後輪には径が小さな車輪（１２～１８インチ）が用いられている。多くは手押しグリップに介助用ブレーキレバーがついている。

要介護者等が安定した座位がとれず、姿勢が崩れやすい場合には身体支持に直接関わる座、背もたれ、ひじ当て、レッグサポートなどの座位保持機能に配慮して選ぶ必要がある。また、必要な場合にはティルトやリクライニング機能を検討する必要がある。乗り移りに介助が必要な場合にはひじ当てやレッグサポートが脱着式又は外方折りたたみ式のものを選ぶと便利なことが多い。また、持ち運びにはできるだけ軽量でコンパクトに収納できるものが便利である。

使用が想定しにくい状態像

□歩行：つかまらないでできる

【考え方】

車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。したがって、つかまらないで歩行している場合の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

□要支援

車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。したがって、歩行がつかまらないでできる場合が多い「要支援」での使用は想定しにくい。

※　個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

2. 車いす付属品

車いす付属品は、車いす及び電動車いすに関する付属品である。車いすの座又は背もたれに置いて使用するクッション又はパッド、電動補助装置、テーブル、ブレーキ等がある。

使用が想定しにくい状態像

□ 併用している車いす（自走用標準型、介助用標準型、普通型電動）と同様
但し、自操用の電動補助装置は、普通型電動車いすと同様

使用が想定しにくい要介護度

□ 併用している車いす（自走用標準型、介助用標準型、普通型電動）と同様
但し、自操用の電動補助装置は、普通型電動車いすと同様

※　個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

3．特殊寝台

特殊寝台は、分割された床板が可動することにより、起き上がり等の動作を補助する福祉用具で、要介護者等の自立を支援するとともに、介護者が身体を痛める危険性を避けるためにも用いられる。

福祉用具としては比較的大きなスペースを必要とするものであり、部屋の形態、出入り口の位置、起き上がる方向など、動作の仕方を考慮して配置を決めることが重要である。

また、マットレスやサイドレールなどの付属品によって、背上げや膝上げ、高さ調整機能が阻害されることがないよう、適応機種を確認する必要がある。

使用が想定しにくい状態像

□寝返り、起き上がり、立ち上がり：つかまらないでできる

【考え方】

特殊寝台は、起き上がり等の動作を補助するもので、要介護者等の自立を支援するとともに、介護者が無理な姿勢で介助を行うことにより身体を痛める危険性を避けるために使用される福祉用具である。したがって、寝返り、起き上がり、立ち上がりがつかまらないでできる場合の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

□要支援

特殊寝台は、起き上がり等の動作を補助するもので、要介護者等の自立を支援するとともに、介護者が無理な姿勢で介助を行うことにより身体を痛める危険性を避けるために使用される福祉用具である。したがって、寝返り、起き上がり、立ち上がりの動作が可能な場合が多い「要支援」での使用は想定しにくい。

※　個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

4. 特殊寝台付属品

4.1 サイドレール

サイドレールは、要介護者等の転落予防や寝具のずれ落ち予防を目的として、多くは特殊寝台のフレームに差し込んで使用する福祉用具である。著しい不随意運動が見られる場合は、格子状の部分に挟まれないようにカバーがついたタイプや板状のタイプを使用する必要がある。寝室における特殊寝台の位置、要介護者等の起き上がりやすい方向や車いす配置などを考慮し、特殊寝台に対する取付け位置や本数を決定する必要がある。

なお、サイドレールは体重を支えるように設計されたものではないため、起き上がり、立ち上がり、車いすへの移乗動作等に使用することは危険であり、このような場合は、ベッド用手すりを利用すべきである。

使用が想定しにくい状態像

□寝返り、起き上がり、立ち上がり：つかまらないでできる

【考え方】

サイドレールは、特殊寝台からの転落防止や寝具のズレ落ちを防ぐために使用するものである。見守り、支えがあれば移動等に関連する動作が可能な場合には、特殊寝台からの転落や寝具のズレ落ちを自ら防ぐことができると考えられる。なお、起き上がりや立ち上がりの支えとしてサイドレールを使用することは危険を伴うため、使用すべきでない。

使用が想定しにくい要介護度

□特殊寝台と同様

※　個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

4.2 マットレス

マットレスは、特殊寝台上で要介護者等の身体を支える福祉用具である。特殊寝台の動きに追従する柔軟性が要求される一方で、身体の沈み込みによって、寝返りなどの動作がしにくくなることを避けるためには、ある程度の硬さが必要となる。したがって、要介護者等の身体機能に合わせた硬さを基準として、「好みの硬さ」といった嗜好的な要素を総合的に判断して選定する必要がある。また、身体機能の低下などにより体圧分散効果を重視する必要がある場合には、じょく瘡予防用具などの使用を検討する必要がある。

使用が想定しにくい状態像

□特殊寝台と同様

使用が想定しにくい要介護度

□特殊寝台と同様

※　個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

4.3 ベッド用手すり

ベッド用手すりは、起き上がり、立ち上がり、車いすへの移乗動作を補助することを目的とした福祉用具である。寝室における特殊寝台の位置、起き上がりやすい方向や車いすの配置などを考慮して、取り付け位置を決定する必要がある。

使用が想定しにくい状態像

□特殊寝台と同様

使用が想定しにくい要介護度

□特殊寝台と同様

※　個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

4.4 テーブル

テーブルは､主に食事などの動作(あるいは介助動作)を特殊寝台上で容易に行うための小型の作業台である。サイドレールに挟んで使用するサイドレール取り付け式テーブルは、必要なときだけ取り付けて使用できるため、収納が容易であるが、高さの調節はできない。また、自在輪がついた脚部をもつスタンド式テーブルは、適度な高さに調節して特殊寝台の上に差しかけて使用できるが、特殊寝台の傍らにスタンドを抜き差しできるだけのスペースが必要となる。したがって、特殊寝台を配置するスペースや要介護者等あるいは介護者が作業を行う姿勢を念頭においてタイプを選択する必要がある。

使用が想定しにくい状態像

□特殊寝台と同様

使用が想定しにくい要介護度

□特殊寝台と同様

※　個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

4.5　スライディングボード・スライディングマット

スライディングボード・スライディングマットは、座位で特殊寝台から車いす等へ移乗する際、臀部が滑りやすいように、また間隙や突起物などの障壁を越えやすいように、特殊寝台と車いすの間に敷いて使用する福祉用具である。多くはプラスティック製であるが、木製もある。使用にあたっては、車いすのひじ当てをデスクタイプにする、又は脱着できるようにするなど環境を整えることも必要である。

使用が想定しにくい状態像

□歩行：つかまらないでできる
□立ち上がり：つかまらないでできる

【考え方】
スライディングボード・スライディングマットは、座位で特殊寝台から車いす等へ移乗する際、臀部が滑りやすいように、また間隙や突起物などの障壁を越えやすいようにする福祉用具である。したがって、歩行がつかまらないでできる、立ち上がりがつかまらないでできる場合の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

□特殊寝台と同様

※　個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

5. じょく瘡予防用具

じょく瘡予防用具は、臥床時の体圧分散を図ることを目的とした福祉用具である。体圧の分散は、寝返りなどの動作に対する反力を吸収することになるため、利用者の寝返り等の動作能力に合わせて、導入時期と体圧分散効果の度合いを評価することが重要である。また、じょく瘡予防は単に圧力の問題だけではなく、皮膚の摩擦、尿などの漏れ、栄養状態などが大きく関与するため、これらに対する対策も十分に検討する必要がある。

使用が想定しにくい状態像

□寝返り：つかまらないでできる

【考え方】

じょく瘡予防用具は、臥床時の体圧分散を図ることを目的とした福祉用具である。したがって、つかまらないで寝返りなどの動作が可能な場合、自らの力で体圧分散を図ることができるため、使用が想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

□要支援　　□要介護１

じょく瘡予防用具は、臥床時の体圧分散を図ることを目的とした福祉用具である。「要支援」、「要介護 1」の場合、寝返りが可能な場合が多く、自らの力で体圧分散を図ることができるため、使用が想定しにくい。

※　個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

6．体位変換器

体位変換器は、てこの原理を応用したり、体と床面の摩擦抵抗を少なくしたりすることで、寝返りなどの姿勢変換の介助を容易にすることを目的とした福祉用具である。動力を用いて周期的な寝返りを促す機種もあるが、介護者の状況と要介護者等の身体機能を総合的に評価して選定することが重要である。

使用が想定しにくい状態像

□寝返り：つかまらないでできる

【考え方】

体位変換器は、寝返りなど姿勢変換の介助を容易にすることを目的とした福祉用具である。したがって、寝返りがつかまらないでできる場合、自らの力で姿勢変換を行うことができるため、体位変換器の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

□要支援　　□要介護１

体位変換器は、寝返りなど姿勢変換の介助を容易にすることを目的とした福祉用具である。したがって、「要支援」、「要介護１」の場合、寝返りが可能な場合が多く、自らの力で姿勢変換を行うことができるため、使用が想定しにくい。

※　個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

7. 手すり

手すりは、立ち上がり、歩行、姿勢の変換時などにこれを握ったり、手や腕をのせて使用したりする福祉用具で、体重を支えてバランスを保持することを目的としている。したがって、寝返り、起き上がり、座位保持、歩行などの場面で、手すりの握り方、力のかけ方（押すあるいは引く）を十分に検討することが重要である。

使用が想定しにくい状態像

□特になし

使用が想定しにくい要介護度

□特になし

8. スロープ

スロープは、主に車いすや歩行器（車輪付き）のように車輪のついた用具を使用する際に有効な段差解消の福祉用具である。玄関の上がりかまちや段差、自動車への乗り込み等には板状のものやレール状のものが、また、敷居のような数センチ程度の段差を解消するには三角板が有効である。

使用が想定しにくい状態像

□特になし

使用が想定しにくい要介護度

□特になし

9. 歩行器

歩行器は、杖に比べて大きな支持性・安定性を必要とする人に利用され、車輪がないものと脚部に車輪を有しているものに大別される。

基本的には、そのフレームの中に立って、車輪のない歩行器では両側のパイプを握り、車輪を有している歩行器では手掌(手のひら)や前腕部で支持して操作するものである。杖に比べて大きな用具であるため、寄りかかっても大丈夫なように見えるが、杖と同様に、手掌(手のひら)や前腕部でしっかりと上から押さえるようにして体重を支える必要がある。

利用する際には、両手が使用できること、立位で歩行器を操作するだけのバランス機能があることを確認する必要がある。

また、一般家屋で使用する場合は、廊下の通行幅はもとより、方向転換をするためのスペースが必要となるため、使用する環境と用具の大きさを考慮する必要がある。

使用が想定しにくい状態像

□特になし

使用が想定しにくい要介護度

□特になし

10. 歩行補助つえ

歩行補助つえは、①歩行時の患側下肢にかかる荷重（体重）の免荷(完全免荷・部分免荷)、② 歩行バランスの調整、 ③ 歩行パターンの矯正、 ④ 歩行速度と耐久性の改善、 ⑤ 心理的な支えなどを目的として、一般的には、杖の握り手を把持して体重を支えるように使用する福祉用具である。

杖の種類には、多点杖、エルボークラッチ、ロフストランドクラッチ、腋窩支持クラッチ（松葉杖）があり、利用する人が必要とする「免荷の程度」や「手の機能」に合わせた杖を選択する必要がある。また、最近はアルミ合金を用いて軽量化が図られているが、常時、携帯して使用することを考慮すれば、①丈夫であること、②軽いこと、 ③デザインに優れていることなども選定の条件である。

使用が想定しにくい状態像

□特になし

使用が想定しにくい要介護度

□特になし

11. 痴呆性老人徘徊感知機器

痴呆性老人徘徊感知機器は、痴呆性高齢者が自宅や自室などから一人で外へ出ようとすることを家族や介護者に知らせる福祉用具である。痴呆性老人徘徊感知機器には、小型の機器を携帯する携帯装置タイプと、特定の場所を人が通過することを感知するエリア感知タイプがある。

使用が想定しにくい状態像

□移動：全介助

□コミュニケーション等に関連する項目（視力、聴力を除く）：以下の全てに該当

意思の伝達　：調査対象者が意志を他者に伝達できる

介護者の指示への反応　：介護者の指示が通じる

記憶・理解（全ての項目について）：できる

□痴呆の周辺症状：ない

【考え方】

痴呆性老人徘徊感知機器は、痴呆性高齢者が自宅や自室などから一人で外へ出るのを家族や介助者に知らせる福祉用具である。したがって、移動が全介助である場合や痴呆の症状がない場合の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

□要支援　□要介護５

痴呆性老人徘徊感知機器は、痴呆性高齢者が自宅や自室などから一人で外へ出るのを家族や介護者に知らせる福祉用具である。したがって、痴呆の症状がほとんどないと思われる「要支援」、移動が全介助の場合が多い「要介護５」での使用は想定しにくい。

※　個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

12. 移動用リフト

12.1 床走行式リフト

床走行式リフトは、水平方向の移動を自在輪で行うため、室内を自由に移動して使用する福祉用具である。しかし、畳や毛足の長い絨毯上では使い方に工夫が必要となる。

使用が想定しにくい状態像

□移乗：自立又は見守り等
□立ち上がり：つかまらないでできる又は何かにつかまればできる

【考え方】
床走行式リフトは、ベッドから車いすなどへの移乗が自力では困難な場合に使用する福祉用具である。したがって、移乗や立ち上がりが可能な場合の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

□要支援　　□要介護１　　□要介護２

床走行式リフトは、ベッドから車いす、車いすから便座などへの移乗を介助する際に使用する福祉用具である。したがって、移乗や立ち上がりが介助なしでできる場合が多い「要支援」、「要介護１」、「要介護２」での使用は想定しにくい。

※　個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

12.2 固定式リフト

固定式リフトは、居室、浴室などに設置して使用するものと、浴槽、ベッドなど各種の機器に設置して使用するものがある。

居室、浴室などに設置して使用するものには、家屋に直接固定する場合と、壁面への突っ張りなどで固定する場合がある。浴室に設置することで、脱衣室から浴槽まで吊り上げで移乗を補助する機種もあり、この場合には浴室の大きな改造をせずに入浴を可能にすることができる。

浴槽、ベッドなど各種の機器に設置して使用するものは、設置場所の周辺での使用に限定されるが、比較的簡易に設置できる。

使用が想定しにくい状態像

□移乗：自立又は見守り等

□立ち上がり：つかまらないでできる又は何かにつかまればできる

【考え方】

固定式リフト**(浴槽に固定設置し、上下方向にのみ移動するものを除く。)**は、ベッドから車いすなどへの移乗が自力では困難な場合に使用する福祉用具である。したがって、移乗や立ち上がりが可能な場合の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

□要支援　　□要介護１　　□要介護２

固定式リフト**(浴槽に固定設置し、上下方向にのみ移動するものを除く。)**は、ベッドから車いす、車いすから便座などへの移乗を介助する際に使用する福祉用具である。移乗や立ち上がりが介助なしでできる場合が多い「要支援」、「要介護１」又は「要介護２」での使用は想定しにくい。

※　個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

12.3 据置式リフト

据置式リフトは、床又は地面に置いて、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げるもの又は持ち上げ、移動させる福祉用具である。

寝室のベッドの上などにやぐらを組みレールの範囲内で移動を可能にするリフト、床面が昇降することによって段差を解消する段差解消機、座面が昇降することによって立ち上がりを補助する椅子などがある。

使用が想定しにくい状態像

□移乗：自立又は見守り等

□立ち上がり：つかまらないでできる又は何かにつかまればできる

【考え方】

据置式リフト（**立ち上がり補助椅子、段差解消機を除く。**）は、ベッドから車いすなどへの移乗が自力では困難な場合に使用する福祉用具である。したがって、移乗や立ち上がりが可能な場合の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

□要支援　　□要介護１　　□要介護２

据置式リフト（**立ち上がり補助椅子、段差解消機を除く。**）は、ベッドから車いす、車いすから便座などへの移乗を介助する際に使用する福祉用具である。したがって、移乗や立ち上がりが介助なしでできる場合が多い「要支援」、「要介護１」又は「要介護２」での使用は想定しにくい。

※　個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

13. 腰掛便座

腰掛便座は、主にトイレで使用する福祉用具である。「排泄はトイレでする」のが基本であるが、トイレまでの移動はできても、座ったり立ち上がったりすることが困難な場合に使用する福祉用具である。

腰掛便座には、①和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの、②洋式便器の上に置いて高さを補うもの、③電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの、④便座、バケツ等からなり、移動可能である便器がある。便座、バケツ等からなり、移動可能である便器は、主にベッドサイドで使用する福祉用具である。

使用が想定しにくい状態像

□座位保持：できない

「便座、バケツ等からなり、移動可能である便器」

□歩行：つかまらないでできる

□移動：自立

【考え方】

腰掛便座は、座ったり立ち上がったりすることが困難なためにトイレを利用することが困難な時に使用する福祉用具である。したがって、座位保持ができない場合の使用は想定しにくい。

また、便座、バケツ等からなり、移動可能である便器については、主にベッドサイドで使用するものである。したがって、移動等が自立している場合の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

「便座、バケツ等からなり、移動可能である便器」

□要支援

便座、バケツ等からなり、移動可能である便器については、主にベッドサイドで使用する福祉用具である。したがって、移動が自立している場合の多い「要支援」での使用は想定しにくい。

※　個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

14. 特殊尿器

特殊尿器は、ベッドから離れることができない場合に使用する福祉用具である。センサーで尿を検知し真空方式で尿を吸引するものである。

使用が想定しにくい状態像

□排尿：自立

【考え方】

特殊尿器は、尿を自動的に吸引するための福祉用具である。したがって、排尿が自立している場合の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

□特になし

※　個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

15. 入浴補助用具

入浴補助用具は、入浴時の座位保持、浴槽への出入り等の補助を目的とする福祉用具である。

使用が想定しにくい状態像

□特になし

使用が想定しにくい要介護度

□特になし

併用して使用することが想定しにくい福祉用具

□簡易浴槽

簡易浴槽は、居室などで入浴を行うための福祉用具である。入浴補助用具は、一般浴槽の利用が前提となるため、簡易浴槽との併用は想定しにくい。

※　個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

16. 簡易浴槽

簡易浴槽は、ポータブル浴槽とも呼ばれる福祉用具で、居室などで入浴を行うもので、取水又は排水のために工事を伴わないものである。

使用が想定しにくい状態像

□歩行：つかまらないでできる
□移動：自立

【考え方】
簡易浴槽は、居室などで入浴を行うための福祉用具である。したがって、屋内での移動が自立している場合には一般浴槽の利用が可能なことが多く、使用が想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

□要支援

簡易浴槽は、居室などで入浴を行うための福祉用具である。したがって、歩行や移動が自立している場合の多い「要支援」での使用は想定しにくい。

併用して使用することが想定しにくい福祉用具

□入浴補助用具

入浴補助用具は、主に浴槽への出入り等の補助を目的とする福祉用具である。簡易浴槽は一般浴槽の利用が困難な人が使用する場合が多いため、入浴補助用具との併用は想定しにくい。

※　個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

17. 移動用リフトのつり具の部分

移動用リフトのつり具とは、リフトを使用するときに身体を包み込んでもち上げる部分である。身体機能、使用場面、介護者の状況などに応じて種類を選択する必要がある。

使用が想定しにくい状態像

□床走行式リフト、固定式リフト、据置式リフトと同様

使用が想定しにくい要介護度

□床走行式リフト、固定式リフト、据置式リフトと同様

※　個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

（参考）

要介護度別索引

1．要支援

使用が想定しにくい福祉用具

□【貸与】自走用標準型車いす
□【貸与】普通型電動車いす
□【貸与】介助用標準型車いす
□【貸与】車いす付属品
□【貸与】特殊寝台
□【貸与】特殊寝台付属品
□【貸与】じょく瘡予防用具
□【貸与】体位変換器
□【貸与】痴呆性老人徘徊感知機器
□【貸与】移動用リフト（浴槽に固定設置し上下方向にのみ移動するリフト、段差解消機、立ち上がり補助椅子を除く。）
□【購入】腰掛便座（便座、バケツ等からなり、移動可能である便器）
□【購入】簡易浴槽
□【購入】移動用リフトのつり具の部分

【考え方】
「要支援」では、寝返り、歩行、立ち上がり等が自立している要介護者等が多く、上記の用具を必要とする場合は想定しにくい。

状態像によっては使用が想定しにくい福祉用具

① 座位保持：できない
□【購入】腰掛便座（便座、バケツ等からなり、移動可能である便器を除く。）
② 排尿：自立
□【購入】特殊尿器

2. 要介護１

使用が想定しにくい福祉用具

□【貸与】じょく瘡予防用具
□【貸与】体位変換器
□【貸与】移動用リフト（浴槽に固定設置し上下方向にのみ移動するリフト、段差解消機、立ち上がり補助椅子を除く。）
□【購入】移動用リフトのつり具の部分

【考え方】
「要介護 1」では、寝返り、起き上がり、歩行、移乗等が、自立又は見守り等によって可能な場合が多く、上記の用具を必要とする場面は想定しにくい。

状態像によっては使用が想定しにくい福祉用具

① 寝返り、起き上がり、立ち上がり：つかまらないでできる
□【貸与】特殊寝台
□【貸与】特殊寝台付属品
② 座位保持：できない
□【購入】腰掛便座
③ 歩行：つかまらないでできる
□【貸与】自走用標準型車いす
□【貸与】普通型電動車いす
□【貸与】介助用標準型車いす
□【貸与】車いす付属品
□【貸与】特殊寝台付属品（スライディングボード・スライディングマット）
□【購入】腰掛便座（便座、バケツ等からなり、移動可能である便器）
□【購入】簡易浴槽
④ 移動：自立
□【購入】腰掛便座（便座、バケツ等からなり、移動可能である便器）
□【購入】簡易浴槽
⑤ 移動：全介助
□【貸与】痴呆性老人徘徊感知機器
⑥ 立ち上がり：つかまらないでできる
□【貸与】特殊寝台付属品（スライディングボード・スライディングマット）

⑦ 排尿：自立

□【購入】特殊尿器

⑧ コミュニケーション等に関連する項目（視力、聴力を除く）が自立している

□【貸与】痴呆性老人徘徊感知機器

⑨ 短期記憶：できない

□【貸与】普通型電動車いす

□【貸与】車いす付属品（普通型電動車いすの付属品、自操用の電動補助装置）

⑩ 痴呆の周辺症状：ない

□【貸与】痴呆性老人徘徊感知機器

3. 要介護 2

使用が想定しにくい福祉用具

□【貸与】移動用リフト（浴槽に固定設置し上下方向にのみ移動するリフト、段差解消機、立ち上がり補助椅子を除く。）

□【購入】移動用リフトのつり具の部分

【考え方】

「要介護 2」では、歩行、移乗等が、自立又は見守り等によって可能な場合が多く、上記の用具を必要とする場面は想定しにくい。

状態像によっては使用が想定しにくい福祉用具

① 寝返り、起き上がり、立ち上がり：つかまらないでできる

□【貸与】特殊寝台

□【貸与】特殊寝台付属品

② 寝返り：つかまらないでできる

□【貸与】じょく瘡予防用具

□【貸与】体位変換器

③ 座位保持：できない

□【購入】腰掛便座

④ 歩行：つかまらないでできる

□【貸与】自走用標準型車いす

□【貸与】普通型電動車いす

□【貸与】介助用標準型車いす

□【貸与】車いす付属品

□【貸与】特殊寝台付属品（スライディングボード・スライディングマット）

□【購入】腰掛便座（便座、バケツ等からなり、移動可能である便器）

□【購入】簡易浴槽

⑤ 移動：自立

□【購入】腰掛便座（便座、バケツ等からなり、移動可能である便器）

□【購入】簡易浴槽

⑥ 移動：全介助

□【貸与】痴呆性老人徘徊感知機器

⑦ 立ち上がり：つかまらないでできる

□【貸与】特殊寝台付属品（スライディングボード・スライディングマット）

⑧ 排尿：自立

□【購入】特殊尿器

⑨ コミュニケーション等に関連する項目（視力、聴力を除く。）：全て自立

□【貸与】痴呆性老人徘徊感知機器

⑩ 短期記憶：できない

□【貸与】普通型電動車いす

□【貸与】車いす付属品（普通型電動車いすの付属品、自操用の電動補助装置）

⑪ 痴呆の周辺症状：ない

□【貸与】痴呆性老人徘徊感知機器

4. 要介護３

使用が想定しにくい福祉用具

□特になし

状態像によっては使用が想定しにくい福祉用具

① 寝返り、起き上がり、立ち上がり：つかまらないでできる

□【貸与】特殊寝台

□【貸与】特殊寝台付属品

② 寝返り：つかまらないでできる

□【貸与】じょく瘡予防用具

□【貸与】体位変換器

③ 座位保持：できない

□【購入】腰掛便座

④ 歩行：つかまらないでできる

□【貸与】自走用標準型車いす

□【貸与】普通型電動車いす

□【貸与】介助用標準型車いす

□【貸与】車いす付属品

□【貸与】特殊寝台付属品（スライディングボード・スライディングマット）

□【購入】腰掛便座（便座、バケツ等からなり、移動可能である便器）

□【購入】簡易浴槽

⑤ 移乗：自立または見守り等

□【貸与】移動用リフト（浴槽に固定設置し上下方向にのみ移動するリフト、段差解消機、立ち上がり補助椅子を除く。）

□【購入】移動用リフトのつり具の部分

⑥ 移動：自立

□【購入】腰掛便座（便座、バケツ等からなり、移動可能である便器）

□【購入】簡易浴槽

⑦ 移動：全介助

□【貸与】痴呆性老人徘徊感知機器

⑧ 立ち上がり：つかまらないでできる

□【貸与】特殊寝台付属品（スライディングボード・スライディングマット）

⑨ 立ち上がり：つかまらないでできる又は何かにつかまればできる

□【貸与】移動用リフト（浴槽に固定設置し上下方向にのみ移動するリフト、段差解消機、立ち上がり補助椅子を除く。）

□【購入】移動用リフトのつり具の部分

⑩ 排尿：自立

□【購入】特殊尿器

⑪ コミュニケーション等に関連する項目（視力、聴力を除く。）：全て自立

□【貸与】痴呆性老人徘徊感知機器

⑫ 短期記憶：できない

□【貸与】普通型電動車いす

□【貸与】車いす付属品（普通型電動車いすの付属品、自操用の電動補助装置）

⑬ 痴呆の周辺症状：ない

□【貸与】痴呆性老人徘徊感知機器

5. 要介護 4

使用が想定しにくい福祉用具

□特になし

状態像によっては使用が想定しにくい福祉用具

① 寝返り、起き上がり、立ち上がり：つかまらないでできる

□【貸与】特殊寝台

□【貸与】特殊寝台付属品

② 寝返り：つかまらないでできる

□【貸与】じょく瘡予防用具

□【貸与】体位変換器

③ 座位保持：できない

□【購入】腰掛便座

④ 歩行：つかまらないでできる

□【貸与】自走用標準型車いす

□【貸与】普通型電動車いす

□【貸与】介助用標準型車いす

□【貸与】車いす付属品

□【貸与】特殊寝台付属品（スライディングボード・スライディングマット）

□【購入】腰掛便座（便座、バケツ等からなり、移動可能である便器）

□【購入】簡易浴槽

⑤ 移乗：自立又は見守り等

□【貸与】移動用リフト（浴槽に固定設置し上下方向にのみ移動するリフト、段差解消機、立ち上がり補助椅子を除く。）

□【購入】移動用リフトのつり具の部分

⑥ 移動：自立

□【購入】腰掛便座（便座、バケツ等からなり、移動可能である便器）

□【購入】簡易浴槽

⑦ 移動：全介助

□【貸与】痴呆性老人徘徊感知機器

⑧ 立ち上がり：つかまらないでできる

□【貸与】特殊寝台付属品（スライディングボード・スライディングマット）

⑨ 立ち上がり：つかまらないでできる又は何かにつかまればできる

□【貸与】移動用リフト（浴槽に固定設置し上下方向にのみ移動するリフト、段差解消機、立ち上がり補助椅子を除く。）

□【購入】移動用リフトのつり具の部分

⑩ 排尿：自立

□【購入】特殊尿器

⑪ コミュニケーション等に関連する項目（視力、聴力を除く。）：自立している

□【貸与】痴呆性老人徘徊感知機器

⑫ 短期記憶：できない

□【貸与】普通型電動車いす

□【貸与】車いす付属品（普通型電動車いすの付属品、自操用の電動補助装置）

⑬ 痴呆の周辺症状：ない

□【貸与】痴呆性老人徘徊感知機器

6. 要介護５

使用が想定しにくい福祉用具

□【貸与】普通型電動車いす
□【貸与】車いす付属品（普通型電動車いすの付属品、自操用の電動補助装置）
□【貸与】痴呆性老人徘徊感知機器

【考え方】

「要介護５」では、移動や歩行ができない、あるいは重度の痴呆症状のため短期記憶等が著しく障害されている場合が多く、上記の用具を必要とする場合は想定しにくい。

状態像によっては使用が想定しにくい福祉用具

① 寝返り、起き上がり、立ち上がり：つかまらないでできる
□【貸与】特殊寝台
□【貸与】特殊寝台付属品

② 寝返り：つかまらないでできる
□【貸与】じょく瘡予防用具
□【貸与】体位変換器

③ 座位保持：できない
□【購入】腰掛便座

④ 歩行：つかまらないでできる
□【貸与】自走用標準型車いす
□【貸与】介助用標準型車いす
□【貸与】車いす付属品（普通型電動車いすの付属品、自操用の電動補助装置を除く）
□【貸与】特殊寝台付属品（スライディングボード・スライディングマット）
□【購入】腰掛便座（便座、バケツ等からなり、移動可能である便器）
□【購入】簡易浴槽

⑤ 移乗：自立又は見守り等
□【貸与】移動用リフト（浴槽に固定設置し上下方向にのみ移動するリフト、段差解消機、立ち上がり補助椅子を除く。）
□【購入】移動用リフトのつり具の部分

⑥ 移動：自立
□【購入】腰掛便座（便座、バケツ等からなり、移動可能である便器）
□【購入】簡易浴槽

⑧ 立ち上がり：つかまらないでできる

□【貸与】特殊寝台付属品（スライディングボード・スライディングマット）

⑨ 立ち上がり：つかまらないでできる又は何かにつかまればできる

□【貸与】移動用リフト（浴槽に固定設置し上下方向にのみ移動するリフト、段差解消機、立ち上がり補助椅子を除く。）

□【購入】移動用リフトのつり具の部分

⑩ 排尿：自立

□【購入】特殊尿器